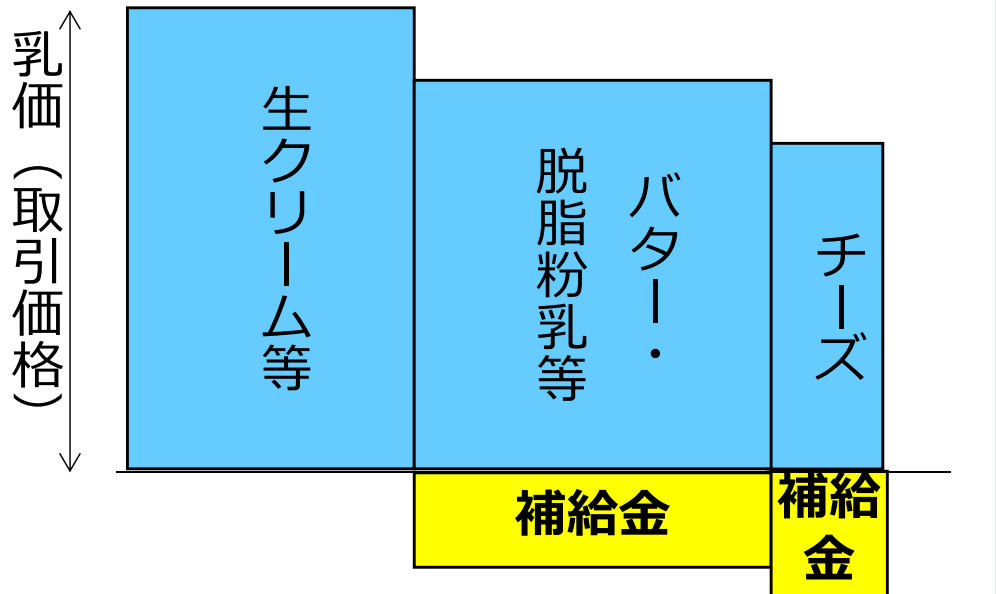


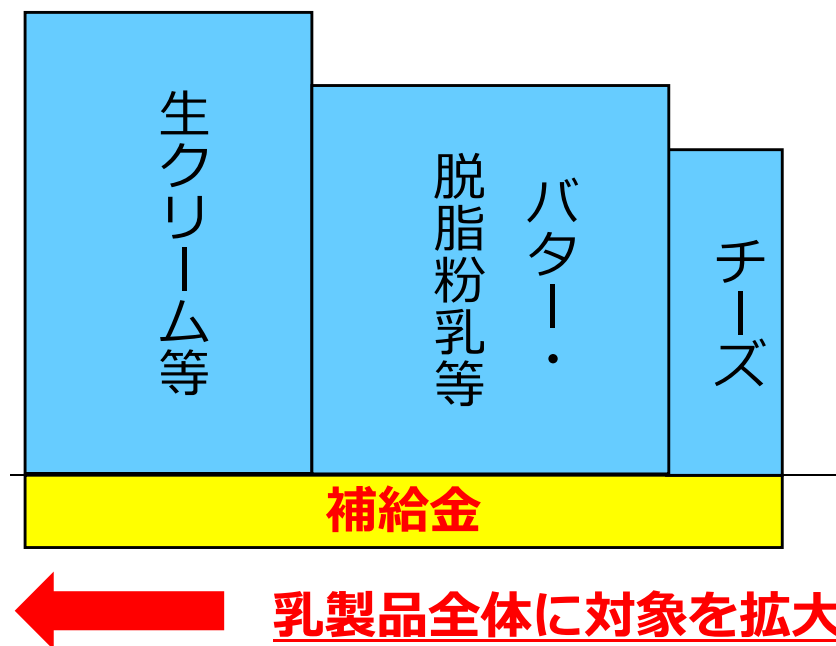
加工原料乳生産者補給金制度への生クリーム等の液状乳製品の追加

H29年度より、生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化。

～28年度



29年度～



(参考) 平成29年度 加工原料乳生産者補給金
単 価 : 10.56円/kg
交付対象数量: 350万ト

平成29年度の加工原料乳生産者補給金単価及び 交付対象数量等について

1 単価

	平成28年度		平成29年度
脱脂粉乳・バター等	12.69円/kg	}	<u>10.56</u> 円/kg
チーズ	15.28円/kg		
〔生クリーム等 ※これまでは対象外 ー〕	ー		

2 交付対象数量

	平成28年度		平成29年度
脱脂粉乳・バター等	178万トン	}	<u>350</u> 万トン
(164万トン)			
チーズ	52万トン		
(43万トン)			
〔生クリーム等 ※これまでは対象外 ー〕	ー	}	
(127万トン)			
合計 (334万トン)			

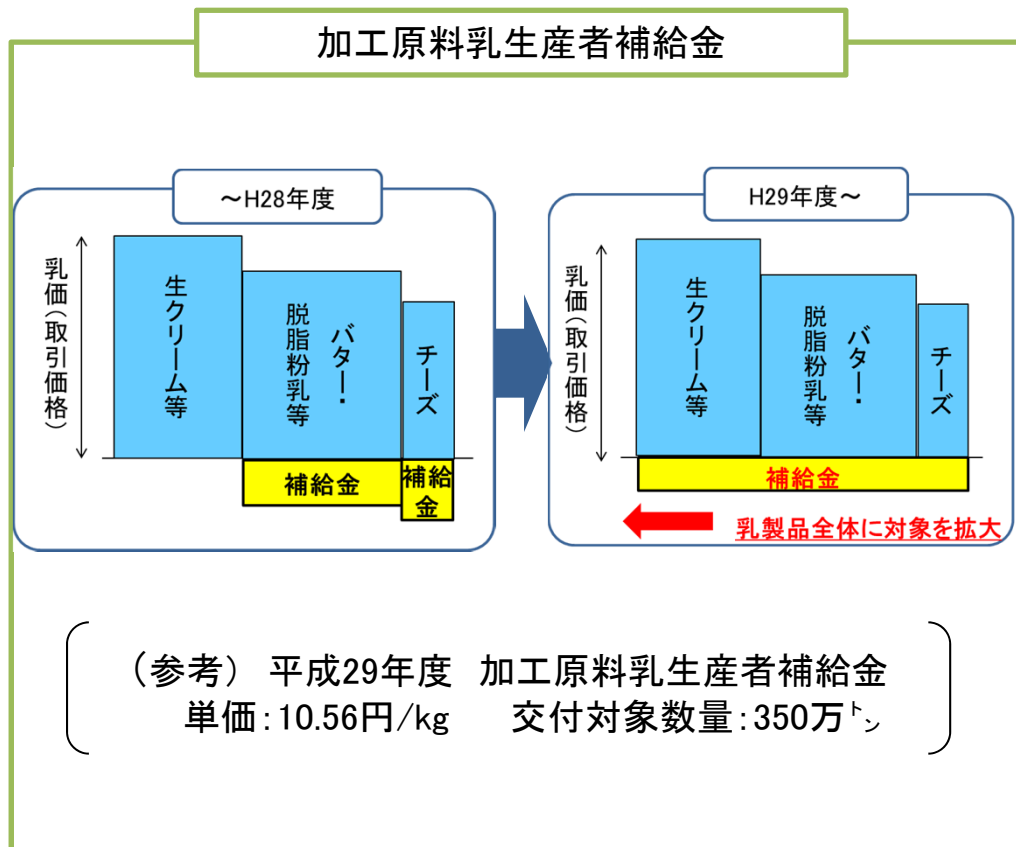
3 所要額

平成28年度		平成29年度
306億円	➡	<u>370</u> 億円

平成29年度からの加工原料乳の認定について

- 加工原料乳生産者補給金については、平成29年度から、生クリーム等の液状乳製品(クリーム、脱脂濃縮乳、濃縮乳)向け生乳を制度の対象に追加した上で、補給金単価及び交付対象数量を一本化。
- これに伴い、都道府県が実施する指定生乳生産者団体と乳業者からの加工原料乳の数量報告の突合業務についても、液状乳製品向け生乳の3品目が追加。
- 都道府県等が利用している認定システム(MPSシステム)について、3月下旬から4月にかけてシステムの更新を予定(認定事務に関する説明会を3月上旬に開催の予定)。

加工原料乳生産者補給金



補給金交付事務の流れ

